

# 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会

## 役員等の報酬及び旅費規程

平成 9年	4月	1日施行
平成17年	4月	1日一部改正
平成19年	4月	1日一部改正
平成22年	4月	1日一部改正
平成23年	4月	1日一部改正

## 玉村町社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉村町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事・評議員
- (2) 心配ごと相談員
- (3) その他会長が必要と認めたもの

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬額は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 額
理事（会長）	日額 7,700 円
理事（副会長）	日額 3,000 円
理事	日額 3,000 円
監事	日額 3,000 円
評議員	日額 2,000 円
心配ごと相談員	日額 2,000 円

(旅費)

第4条 本会の役員等の旅費は、次のとおりとする。

区 分	実 費
車賃（1 kmにつき）	37 円
日当（宿泊した場合）	1,200 円

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定める。

### 附 則

1. この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成17年 4月 1日一部改正する。
3. この規程は、平成19年 4月 1日一部改正する。
4. この規程は、平成22年 4月 1日一部改正する。
5. この規程は、平成23年 4月 1日一部改正する。